

佐賀県訓令甲第四号

県土づくり本部

各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第一条第四項中「九州新幹線西九州ルート整備推進室」の下に「（以下「室」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 室に副室長を置くことができる。

第二条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。

第三条第一項第二十号中「第九条」を「第十二条」に改め、同項第二十一号の二中「第八条第四号及び佐賀県立都市公園利用規則（昭和五十七年佐賀県規則第九号。以下「利用規則」という。）第五条第三号」を「第十一条第四号」に改め、同項第二十一号の四を削り、同条第四項中「課長」を「副所長、室長、課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。